

「中間とりまとめ」の取組状況

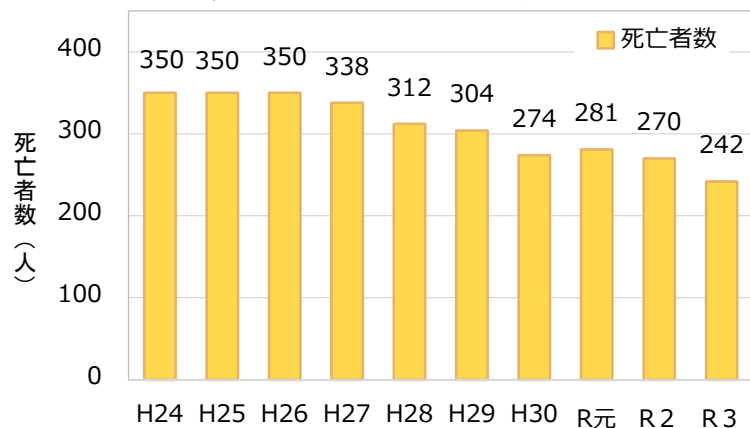
令和5年12月
農産局
農林水産省

令和3年に発生した農作業死亡事故の調査結果（前回検討会で報告済み）

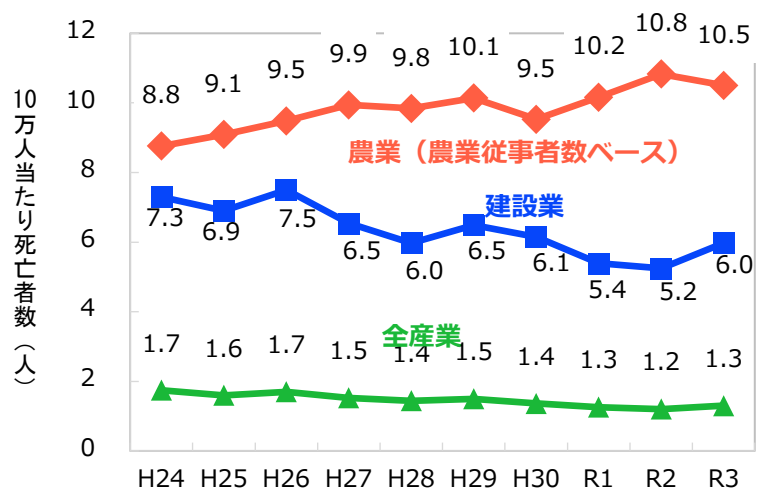
2

- 令和3年の農作業事故死亡者数は242人であり、前年（令和2年）と比べて28人減少した。就業者10万人当たりの死亡事故者数は10.5人であり、他産業に比べ依然として高い状態となっている。
- 要因別にみると、「農業機械作業に係る事故」が約7割と高い状態が継続している。農業機械作業のうち「機械の転落・転倒」が約5割を占めており、乗用型トラクターをはじめとした農業機械の転落・転倒対策の強化が必要である。

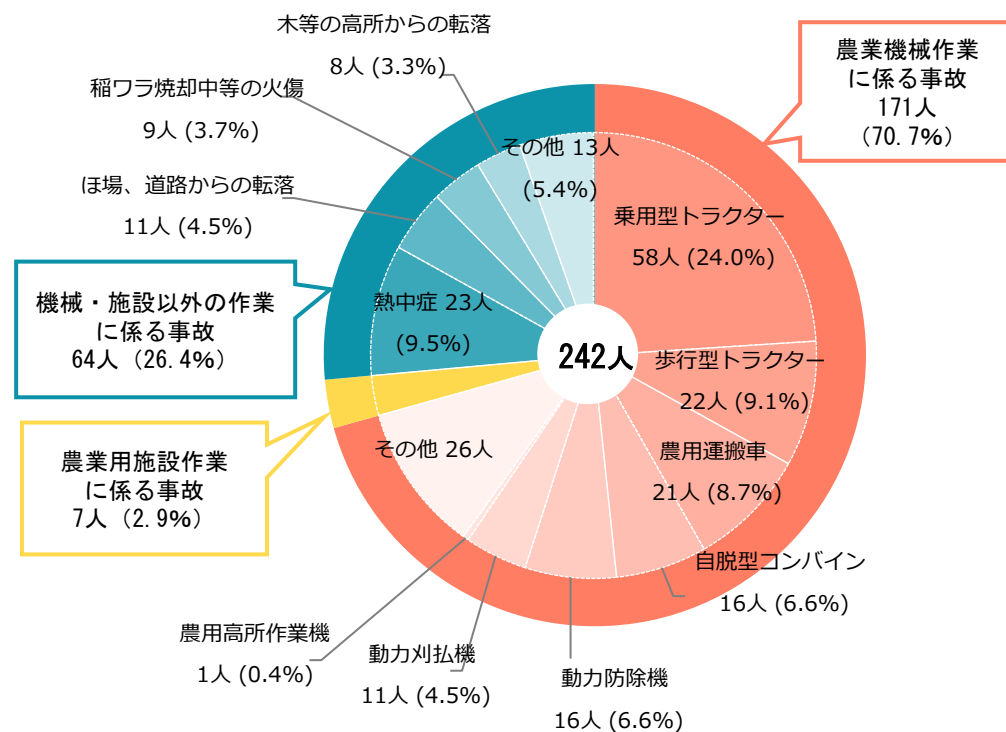
農作業事故死亡者数の推移



就業者10万人当たり死亡事故者数の推移



要因別の死亡事故発生状況（令和3年）



I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - (1) **農業機械の安全性能の強化**
 - (2) **安全性検査制度の見直し**
 - (3) 法令で定められた対応の徹底
 - (4) 法令における農業機械の位置づけの確認
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - (1) 農地、農道の安全対策
 - (2) 農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化

- 農研機構が行う農業機械の安全性検査制度の見直しについては、令和3年12月の第5回農作業安全検討会で確認された「新しい安全性検査制度の基本的枠組み」に沿って、具体化に向けた検討を展開。

新しい安全性検査制度の基本的枠組み

1 検査手続きの簡素化等

1 対象機種

- 乗用型トラクター、歩行型トラクター、自脱型コンバイン、田植機、乾燥機は、順次、安全装備検査基準を個別に検討した上で実施。
- スピードスプレヤー（SS）については、別途分科会を立ち上げた上で必要な安全対策を検討。

※今回の主な報告事項

2 開始時期

- 乗用型トラクターの新基準の適用時期である令和7年4月と整合させることとし、その間は現行制度を継続する。

3 書面審査

- 安全性検査の可否の判断を、実機検査に代えて書面で行う。
（ただし、依頼者が実機検査を希望する場合はこれも認める）
- 書類や申請手続きを簡素化する。

4 製品アセスメント

- 検査実績が十分ではない機種は、対象機種から一旦除外した上で、安全性能を評価及び公表する「製品アセスメント」を行い、市販機種の安全水準を関係者に広く明らかにした上で、対象機種への移行を進める。

※今回の主な報告事項

2 わかりやすさの向上・検査基準の明確化

- 新証票はシンプルなデザインとし、一般公募を通じて決定。
- 「安全装備検査基準」、「先進安全装備リスト」等の新基準は2019年基準を基本に検討。
- 基準の明確化に向けた勉強会の開催、基準適合・不適合事例の共有。

3 購買行動対応の強化

- WEB、パンフレットにおける合格証票の表示ルールを統一。
- 検査合格機を対象とした保険料の割引について事業者と協議。

4 その他（検査結果の有効期限）

- 旧基準合格機に対する証票貼付は、新基準適用開始後3ヶ年を限度。

（参考）今後更に検討が必要な事項

- ① 量産直前の受検
- ② 年度末・年度当初に受検の申込みができない期間の短縮化
- ③ 事後検査の具体的手法等
- ④ 製品アセスメントの1機種目の選定
- ⑤ 書面審査の様式・添付書類及び検査手数料の水準
- ⑥ 基準の明確化に向けた勉強会の開催手法、基準不適合事例の共有手法
- ⑦ 検査証票の効果的な周知方法

2 第5回 安全性検査制度検討部会における検討

- 農研機構が行う農業機械の安全性検査制度の見直しに係る基本的な事項は、農作業安全検討会の下に設置した安全性検査制度検討部会で議論。
- 本年11月30日に第5回安全性検査制度検討部会を開催し、主に各機種の安全装備検査基準について検討。

安全性検査制度検討部会 開催要領

令和3年6月
令和4年5月改訂
令和5年4月改訂
農林水産省

1 趣旨

農作業安全検討会において令和3年5月にとりまとめられた「農作業安全対策の強化に向けて（中間とりまとめ）」（以下「中間とりまとめ」という。）を踏まえ、「農作業安全検討会 開催要領」2の（3）の規定に基づき「安全性検査制度検討部会」（以下「検討部会」という。）を設置し、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構が実施する安全性検査の受検率の向上等を図るため、現行制度の見直しに向けた検討を行うこととする。

2 構成

- （1）検討部会は、別紙に掲げる委員をもって構成する。
- （2）検討部会は必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。

3 運営

- （1）検討部会の議事並びに議事録及び資料は、非公開とする。
- （2）検討部会における検討結果等は農作業安全検討会に報告するものとする。

安全性検査制度検討部会 委員名簿

尾崎 陽一	大島農機株式会社 開発設計部 第1設計課長
川口 尚	（一社）日本農業機械工業会 常務理事
木下 武志	株式会社クボタ 機械統括本部 機械業務部長
清川 智男	井関農機株式会社 開発統括部 認証グループ長
紺屋 秀之	（国研）農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 安全評価グループ長補佐
齋藤 剛	（独）労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 新技術安全研究グループ 部長
坂本 俊憲	ヤンマーアグリ株式会社 品質保証部 部長
田中 啓晶	三菱マヒンドラ農機株式会社 技術本部 開発管理部 認証課・課長
手島 司	（国研）農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 安全評価グループ長
長富 祥徳	株式会社サタケ 調製機事業本部 営業企画・サービス課長
藤盛 隆志	（一社）日本農業機械化協会 専務理事
松澤 圭介	株式会社ショーシン 技術部 開発課 課長
（オブザーバー）	
経済産業省 製造産業局 産業機械課	（敬称略、50音順）

- 乗用型トラクター、歩行型トラクター、自脱型コンバイン、乗用型田植機、乾燥機の5機種について、令和7年度からの運用開始に向けて、リスクの発生頻度等も踏まえつつ、新たな基準を検討。
- 各機種について、現行の高度な基準（2019年基準）等を基本に、新たに基準(案)、解説(案)及びQ&A(案)を作成（別添参照）。なお、新たに設定される基準の一部については、機構の開発等を要することから、令和9年度からの適用とする案が示された。

適用時期を令和9年度とする予定の主な基準

○作用部のインターロック機能※1

※自脱型コンバイン、乗用型田植機

○手こぎ作業時に対してインテンション装置※2を備えた場合の、手こぎ部の即時停止装置

※自脱型コンバイン

○歩行運転における自動速度けん制装置

※歩行型トラクター、乗用型田植機

※1 インターロック機能
運転者の離席を検知し、PTO軸又は作業クラッチで稼働する可動部の動力を遮断する機能。

※2 インテンション装置
機械の停車中かつ運転者が離席している状態で、PTO軸又は作業クラッチで稼働する可動部の動力を接続して作業を行う必要がある場合に、インターロック機能を無効化できる装置。

(参考)

新機能が先行導入された乗用型トラクター
(令和5年6月発売)



出典：井関農機株式会社HP

- 乗用型トラクターのシートベルトリマインダーとPTOインターロック機構は、令和7年度から適用予定の基準であるが、一部機種では、モデルチェンジに合わせて同機能が装備され、市場に先行投入されている。
- なお、同機には、シートベルトの装着感が良い「巻取り式シートベルト」も新たに採用された。

3 (2) 令和9年度から適用予定の新基準（案）【自脱型コンバイン】

- **自脱型コンバイン**については、機械の点検調整や清掃時に可動部に巻き込まれる事故が多いことを踏まえ、離席時に可動部を停止する**インターロック機能**の装備を新たに基準化。
- また、離席した状態で脱穀部を稼働させて行う「手こぎ作業」を要するため、インターロック機能を一時的に無効化できる**インテンション装置に係る基準**についても設定。

インターロック機能及びインテンション装置の基準（案）
【自脱型コンバイン】

基準案

2. 安全装置
- 2.X コンバイン（自脱型）には**作用部インターロック**を備えること。
- 2.X.1 コンバイン（自脱型）の停車中に、作業クラッチにより動力を接続した状態で運転者が離席した場合に、**離席から7秒以内にインターロックを作動**させること。なお、この機能は、動力源の遮断によってもよい。
- 2.X.2 **作業者に手こぎ作業を行わせる場合、インターロックに対するインテンション装置**を備えることができる。なお、当該装置はコンバイン（自脱型）の停車中に、運転者の意図的な操作によってのみ作動可能でなければならない。
- 2.X.3 インテンション装置を備える場合、手こぎ作業時に作業者の手が容易に届く位置に2.2を満たす**フィードチェンを即時停止できる動力源の遮断装置**を備えること。ただし、フィードチェンの稼働のために両手での継続した操作が必要など、手が巻き込まれるおそれがない場合にはこの限りではない。
- 2.X.4 インテンション装置の作動時に、一定の条件を満たした場合に、当該装置の機能は自動で停止し、再び操作しない限り作動しないこと。

手こぎ作業の様子



出典：株式会社クボタHP

手こぎ作業のための安全機能



出典：三菱マヒンドラ農機株式会社HP 7

3(3) 令和9年度から適用予定の新基準（案）【歩行型トラクター】

- 歩行型トラクターについては、後進時の挟まれ事故や巻き込まれ事故が多いことから、これまで後進で作業を行う機械の後進速度を2.5km/h以下等に設定してきたところ。
- 一方で、歩行型トラクターの型式の中には、前後両方向で作業できるようハンドルを180度回転できるものがあり、回転した場合は前後進の速度段が入れ替わり、基準を超える速度で後進できる状態となることを踏まえ、ハンドル回転時の最高速度を自動的にけん制する構造を新たに基準化。

ハンドル回転時の自動速度けん制装置の基準（案） 【歩行型トラクター】

基準案

2. 安全装置

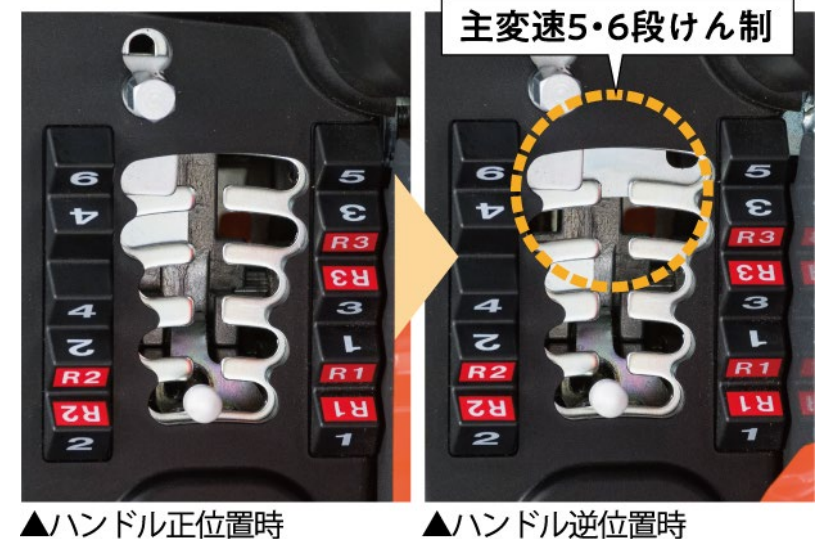
2.x ハンドルが回転するものは、ハンドルあるいは主変速レバーを回転させた時に、機械の最高走行速度を基準値以下に自動でけん制する構造であること。



ハンドルが回転すると前後進が逆になる

後進速度を自動けん制する構造（例）

ハンドルを回転すると高速段にレバーが入らないよう「制御板」が出る構造



出典：株式会社クボタHP

3(4) 令和9年度から適用予定の新基準（案）【乗用型田植機】

- 小型の乗用型田植機については、ほ場からの退出時など特定の場面で機械の前に立って歩行運転を行う実態にあることを踏まえ、歩行運転時に運転者が後退する方向に1.8km/hを超えないよう自動的にけん制する装置の装備を新たに基準化。
- また、機械の点検調整や清掃時に可動部に巻き込まれる事故が多いことを踏まえ、離席時に可動部を停止するインターロック機能の装備を新たに基準化。

歩行後退時の自動速度けん制装置とインターロック機能の基準（案） 【乗用型田植機】

基準案

2. 安全装置

2.X 安全確保のため、特定の場面において歩行運転を必要とする田植機にあっては、運転者が操作しやすい位置に走行を停止させる装置及び運転者が後退する方向に1.8km/hを超えないようにするけん制装置を有すること。ただし、けん制された走行速度が1.8km/hを超え、2.5km/h以下である場合は、手を離すと自動的に主クラッチが切れる構造を有すること。

2.X 田植機には作用部インターロックを備えること。

2.X.1 田植機の停車中に作業クラッチにより動力を接続した状態で運転者が離席した場合に、離席から7秒以内に可動部へのインターロック装置を作動させること。なお、この機能は、動力源の遮断によってもよい。

歩行運転でほ場から退出する様子



歩行運転速度を自動けん制する構造（例）



レバーを握ると微速前進し、手を離すと停止する構造

4 第3回安全性検査基準検討部会スピードスプレー分科会における検討

- 転落・転倒事故や挟まれ事故が多く発生しており、安全装備検査基準の十分な検討が必要なスピードスプレー（SS）については、農作業安全検討会の下に安全性検査基準検討部会スピードスプレー分科会を設置して、具体的な対応を検討。

安全性検査基準検討部会スピードスプレー分科会 開催要領

令和4年1月
令和4年5月改訂
令和5年4月改訂
農林水産省

1 趣旨

農作業安全検討会において令和3年5月にとりまとめられた「農作業安全対策の強化に向けて（中間とりまとめ）」（以下「中間とりまとめ」という。）を踏まえ、「農作業安全検討会 開催要領」2の（3）の規定に基づき、「安全性検査基準検討部会スピードスプレー分科会」（以下「分科会」という。）を設置し、（国研）農業・食品産業技術総合研究機構が実施する安全性検査における基準の見直しに向けて、スピードスプレーが具備すべき安全性能に関する検討を行うこととする。

2 構成

- （1）分科会は別紙に掲げる委員をもって構成する。
- （2）分科会は、必要と認めるときは、委員以外の者から意見を聴くことができるものとする。

3 運営

- （1）分科会の議事並びに議事録及び資料は、非公開とする。
- （2）分科会における検討結果等は、農作業安全検討会に報告するものとする。

安全性検査基準検討部会スピードスプレー分科会 委員名簿

川合 龍一	(株)やまびこ 製品開発本部 開発第四部 開発第一課 主幹
川口 尚	(一社)日本農業機械工業会 常務理事
紺屋 秀之	(国研)農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 安全評価グループ長補佐
齋藤 剛	(独)労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所 新技術安全研究グループ 部長
手島 司	(国研)農研機構 農業機械研究部門 安全検査部 安全評価グループ長
藤盛 隆志	(一社)日本農業機械化協会 専務理事
松澤 圭介	(株)ショーシン 技術部 開発課 課長
湯浅 一康	(株)丸山製作所 品質ものづくり統括部 技術課長

(オブザーバー)
経済産業省 製造産業局 産業機械課

(敬称略、50音順)

5 スピードプレイヤー（SS）の安全対策の検討状況

- 令和5年9月に開催した第3回基準検討部会SS分科会では、令和9～11年度の運用開始を目指し、抜本的な安全構造に転換するための基準設定等に向けた対策の骨子を確認。
- この中で、次のとおり今後の検討工程を明確化。
 - ① 令和5年度中に、挟まれ対策として、作業道における安全作業可能な枝下高などの空間条件等（枝下空間条件）の算定方法を決定（枝下空間条件は型式ごとに取扱説明書に明記し、使用者に説明することを想定）
 - ② 令和6年度中に、挟まれ対策として「運転者に危害が及ばない構造」の具体的な基準を決定
 - ③ 令和7年度中に、転落・転倒対策として、メーカーと農研機構の検証試験結果を踏まえROPS強度試験の具体的な基準を決定

「挟まれ」対策骨子

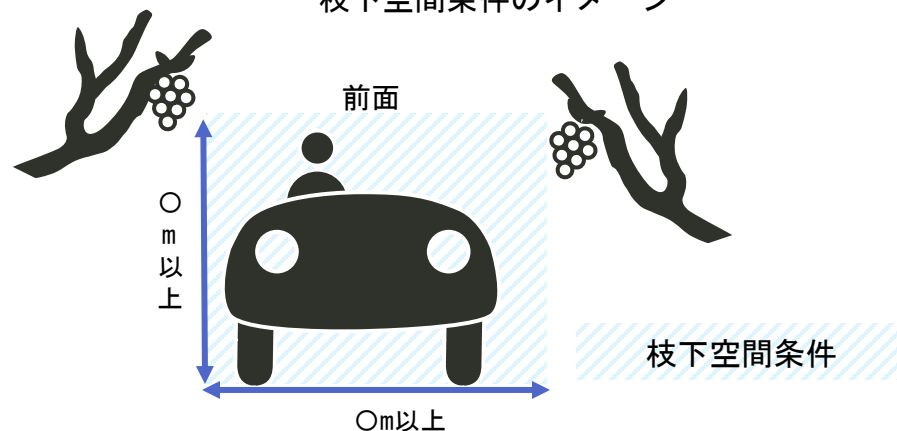
取扱説明書等で使用者に対して、作業道における安全に作業可能な枝下高や枝下の空間条件等（以下「枝下空間条件」という。）を提示する、との考え方を安全装備検査基準に盛り込む。

当該型式が規定する枝下空間条件を満たさない位置にある枝等によって運転者に危害が及ばない構造であること、との考え方を安全装備検査基準に盛り込む。

「転落・転倒」対策骨子

トラクターのROPS強度試験をベースとした、SSのROPS強度試験に適合するROPS及びシートベルトを装備するという考え方を安全装備検査基準に盛り込む。

枝下空間条件のイメージ



キャビン式のSSは、枝下空間条件を満たさない位置の枝による挟まれ事故や、転落事故での重傷化を軽減できる対策の一つになり得る

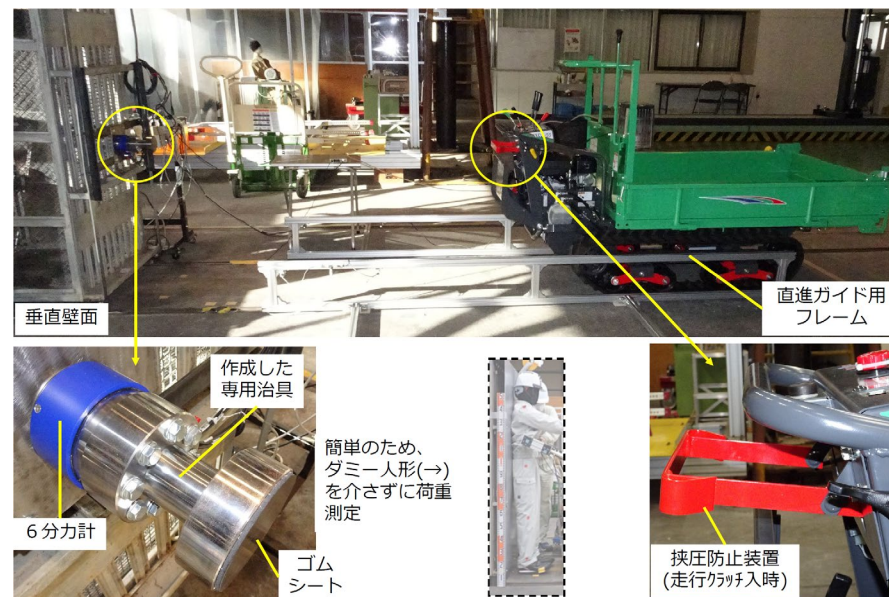
6 製品アセスメントの実施状況

- 検査実績が十分ではない機種は、安全性能を評価及び公表する製品アセスメントを行い、市販機種の安全水準を関係者に広く明らかにした上で、対象機種への移行を進めることとされている。
- 今年度は、昨年度に農研機構が開発した農用運搬車の評価方法に基づき、
 - ① 「転落・転倒」については、空車状態、積載状態(等荷重、偏荷重)、ばら積みでの最大積載状態における静的転倒角を測定
 - ② 「挟まれ・ひかれ」については、挟圧防止装置の作動状態、緊急停止ボタンを押してからの挙動等を確認
- 今後、評価結果の公表方法を検討するとともに、製品アセスメントを実施する必要性が高い2機種目の選定を行う予定。

静的転倒角測定試験（11/21～22）の様子



挟圧防止装置作動確認試験装置



(第1回評価検討会資料から引用)

<対策のポイント>

より安全な農業機械の普及促進に向けて、新機種における**農業機械の安全性能評価を行うための試験・評価手法を確立**します。

<事業目標>

農作業事故による死亡者数の減少

<事業の内容>

農業機械の安全性能評価を行うことで、メーカーに対し安全性の高い農業機械の開発を促すとともに、農業者が安全性の高い農業機械を選択しやすい環境を整備し、安全な農業機械の普及促進を図ります。

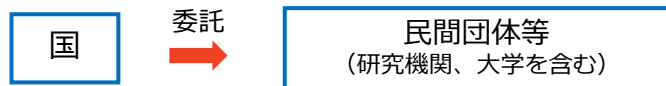
① 試験手法の確立

令和5年度に実施した新たな対象機種に係る事故実態の分析結果を踏まえ、事故発生時の安全性能評価や事故の発生を未然に防ぐ予防安全性能評価を行うためのデータを収集し、具体的な試験手法を確立します。

② 評価手法の確立

収集したデータに関して、農業機械の安全性適合範囲の評価基準を作成するなど、評価手法を確立します。

<事業の流れ>



<事業イメージ>

① 試験手法の確立

<事故発生時の安全性能評価>



墜落抑止用器具



非常停止装置

データ収集

<予防安全性能評価>



転倒角試験



自動停止装置



試験手法
の策定

② 評価手法の確立



○○性能評価 △△性能評価 ××性能評価

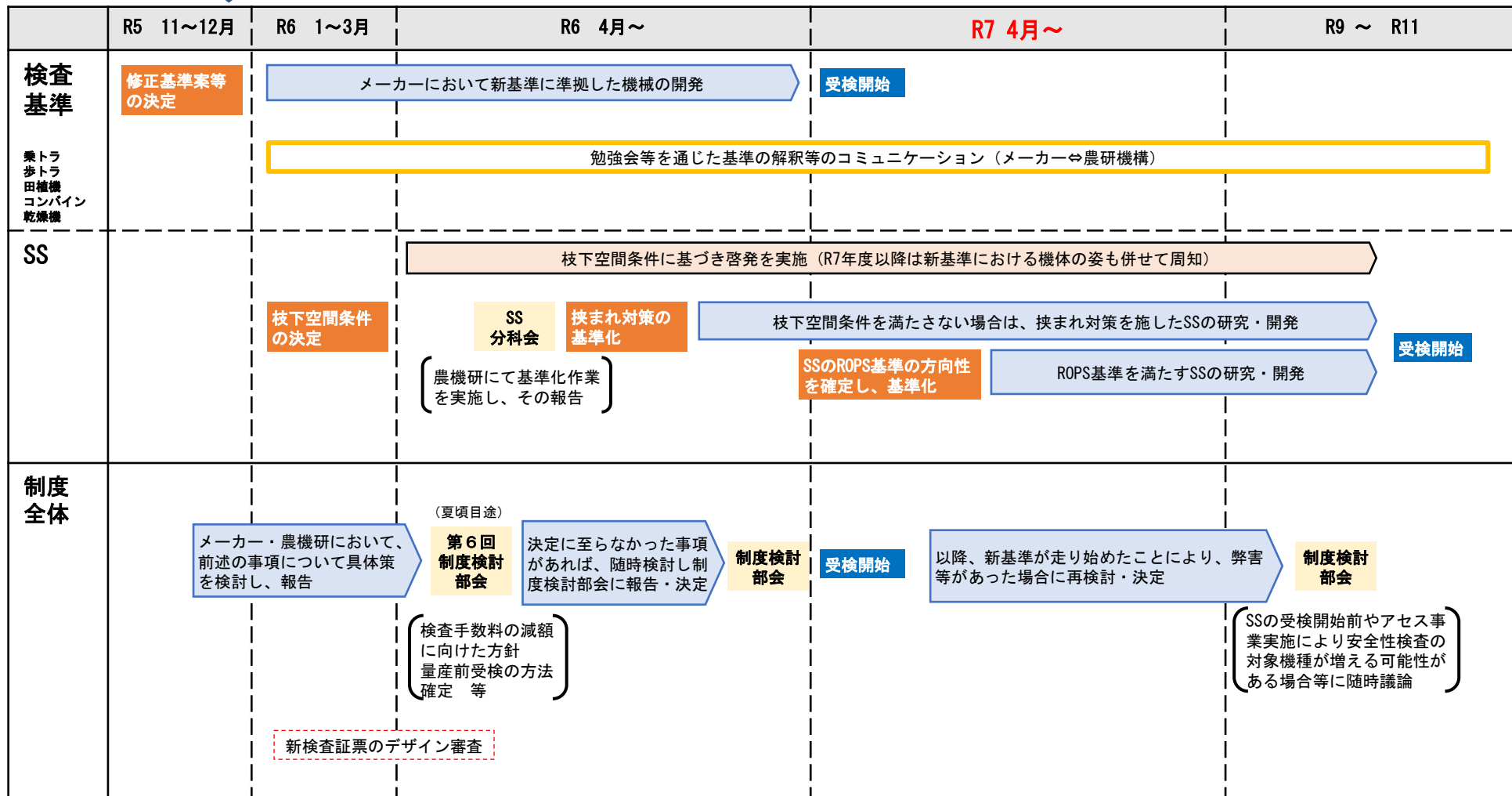
収集したデータ



評価基準
の策定

(参考) 新しい安全性検査制度の今後の道行きイメージ

(12月)
第8回農作業安全検討会



7 今後さらに検討が必要な事項（運用方法等の具体化）

- 今般、安全装備基準が概ね定まったことを踏まえ、新たな安全性検査の令和7年度からの運用開始に向けて、今後、書面審査や量産化前の受検手続きなど運用方法の具体化に向けた議論の加速化を図る。

検討事項		今後の対応方向（案）
①	書面審査	農研機構において、書面審査可能な範囲と具体的な確認方法を整理し、メーカーに提示する。
②	検査手数料の軽減	書面審査の導入や寸法確認等の省略を通じて審査に要する人件費等を減少させ、応分の手数料の削減を図る。
③	量産化前の受検	量産化前受検が認められる製造段階について、農研機構とメーカー間での合意を得る。 仮に量産段階において変更があった箇所については、構造変更等の書面手続きにより報告を求める。
④	事後検査	事前通告をした上で出張検査に入る運用とする。検査内容は合格した際の検査基準に照らした確認を実施する。不適合と判断された場合、改善報告を求め、改善が認められない場合は合格取消とする。
⑤	基準適合範囲の明確化	新基準に適合するもの・適合しないものの範囲の明確化や、「基準等調整テーブル」「適合・不適合確認テーブル」について、メーカー及び農研機構における実務上の運用方法等を確認する。
⑥	先進安全装備リスト（仮称）	令和7年度からの新基準に照らして、事故の低減に寄与する装備をメーカーから広く提供いただき、リスト作成及び合格時の公表方法等を検討する。
⑦	証票の見直し	既存の他のデザインと類似することを回避するため、専門家（デザイナー等）に複数案を作成いただき、農作業安全検討会委員の意見を踏まえて決定する。
⑧	WEB、パンフレットでの表示ルール	表示ルールやその記載方法の具体化を進める。

I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - (1) 農業機械の安全性能の強化
 - (2) 安全性検査制度の見直し
 - (3) 法令で定められた対応の徹底**
 - (4) 法令における農業機械の位置づけの確認**
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - (1) 農地、農道の安全対策
 - (2) 農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化

8 労働安全衛生法令関係（雇入れ時教育の省略規定の廃止）

- 労働安全衛生法第59条第1項において「事業者は労働者を雇い入れたときは、当該労働者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、その従事する業務に関する安全又は衛生のための教育を行わなければならない」旨を規定（雇入れ時教育）。
- 雇入れ時教育の実施に当たり、農業については、これまで機械の取扱い方法等の一部項目を省略することができることとされていたが、今般、この省略規定が廃止され、令和6年4月1日より全業種で義務化（施行）されることとなった。
- 農業においては、未熟練労働者の労働災害の発生割合が「全産業平均」や「製造業」と比べて高い状況であったことから、今般の義務化と取組の徹底を通じて労働災害の発生件数の減少が期待されること。
- 農林水産省では、現在、雇入れ側農家向けの「教育資材」と雇われ側農家向けの「リーフレット」を作成中であり、速やかに農業現場への周知を図っていくこととしている。

雇入れ時教育の拡充（全業種で省略規定廃止）

〔雇入れ時教育の項目〕

- 1 機械等、原材料等の危険性・有害性・取扱い方法
- 2 安全装置、有害物抑制装置、保護具の性能・取扱い方法
- 3 作業手順
- 4 作業開始時の点検
- 5 業務に関して発生するおそれのある疾病の原因・予防
- 6 整理、整頓及び清潔の保持
- 7 事故時等における応急措置・退避
- 8 その他当該業務に関する安全又は衛生のために必要な事項

令和6年4月1日から省略規定が廃止され、
全業種に義務化

【これまでも省略できなかった業種】

林業、鉱業、建設業、運送業、
清掃業、製造業、電気業、
ガス業、熱供給業、水道業、
通信業、各種商品卸売業、
家具・建具・じゅう器等卸売業、
各種商品小売業、
家具・建具・じゅう器小売業、
燃料小売業、旅館業、ゴルフ場業、
自動車整備業、機械修理業

※ただし、十分な知識及び技能を有していると認められる労働者については、当該事項についての教育を省略することができる。

- 雇入れ時教育を行う際に、雇入れ側の農家が用いる「教育資材」を農林水産省の委託事業を通じて（一社）日本労働安全衛生コンサルタント会において作成中。

農業用「教育資材」作成のポイント

- ・ 農業の知識がない労働者にも簡単に理解してもらえる資料とすること。
- ・ 雇入れ時教育の項目ごとに、安全に農作業を実施するために必要となる事項をまとめること。
- ・ 特に気を付けるべき危険な作業は、挿絵や写真を充実させる等、現場の安全向上に資する内容とすること。
- ・ 事業者が労働者に教育を実施するに当たり、参考となる解説資料も作成すること。

(参考) 厚生労働省が作成した製造業向け教育資材より抜粋

ポイント6 安全な作業をみんなで実施し職場を安全に！

「はさまれ、巻込まれ」、「転倒」、「切れ、こすれ」、「腰痛症」、「熱中症」の災害について、その災害防止対策を徹底しましょう。

①「はさまれ・巻き込まれ」災害防止のポイント

- 機械の清掃、修理は止めてから！
コンベア、ロールなどの清掃、調整は必ず止めて行うこと。
- 機械を止めた作業は不意の起動防止を！
修理中などの表示、起動スイッチの作業者保管で、不意の起動を防止しましょう。
- 囲い、安全装置等はその機能の維持を！
点検、整備で機能の有効保持をしましょう。



(参考) 労働安全衛生法令関係 (個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会)

- 厚生労働省において、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について、「個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会」において検討し、本年10月27日に報告書がまとめられたところ。
- 同報告書においては、個人事業者等の業務上災害の報告について農業を含む全業種を対象とする方向が示されており、農林水産省においても、農作業事故に係る災害情報について厚生労働省と連携を図りながら対応を検討。

個人事業者等に対する安全衛生対策のあり方に関する検討会 開催要綱

1 趣旨・目的

労働安全衛生法は、「職場における労働者の安全と健康を確保する」(同法第1条)ことを一義的な目的としており、これまで労働安全衛生行政は、労使関係の下での労働者の安全衛生の確保を目的として様々な施策を講じてきた。

なお、個人事業者等の安全衛生対策については、これまで関係省庁との連携の下でのデリバリーサービスにおける交通事故防止対策についての周知啓発等の個別分野対策に取り組んできたところである。

一方、令和3年5月に出された石綿作業従事者による国賠訴訟の最高裁判決においては、有害物等による健康障害の防止措置を事業者に義務付ける労働安全衛生法第22条の規定について、労働者と同じ場所で働く労働者以外の者も保護する趣旨との判断がされた。これを踏まえて、同規定に係る11の省令について、請負人や同じ場所で作業を行う労働者に以外の者に対しても労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正を行い、令和4年4月に公布されたところである。

この省令改正について検討を行った労働政策審議会安全衛生分科会では、労働安全衛生法第22条以外の規定について労働者以外の者に対する保護措置をどうすべきか、注文者による保護措置のあり方、個人事業者自身による事業者としての保護措置のあり方などについて、別途検討の場を設けて検討することとされた。

また、これまで労働安全衛生法の対象としてきていない個人事業者、中小企業事業主等についても業務上の災害が多く発生している状況にある。

こうしたことから、労働者以外の者も含めた業務上の災害防止を図るため、学識経験者、労使関係者による検討会を開催し、個人事業者等に関する業務上の災害の実態把握、実態を踏まえ災害防止のために有効と考えられる安全衛生対策のあり方について検討することとする。

2 検討事項

- (1) 個人事業者等に関する業務上の災害の実態に関すること
- (2) 個人事業者等の災害の実態を踏まえた災害防止対策のあり方に関すること
- (3) 個人事業者自らによる安全衛生確保措置の必要性及びその促進に関すること
- (4) 個人事業者等に関する業務上の災害の把握・報告等に関すること
- (5) 個人事業者や中小企業の安全衛生水準の向上のための支援等に関すること
- (6) その他

3 構成等、4 その他 (略)

参集者名簿

青木 富三雄	(一社) 住宅生産団体連合会環境・安全部長
大木 勇雄	(一社) 建設産業専門団体連合会副会長
小野 秀昭	(株) 運輸・物流研究室取締役フェロー
鹿野 菜穂子	慶應義塾大学大学院法務研究科教授
日下部 治	東京工業大学名誉教授
小菅 元生	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局长(～第6回検討会)
清水 英次	陸上貨物運送事業労働災害防止協会埼玉県支部朝霞分会長
鈴木 重也	(一社) 日本経済団体連合会労働法制本部長
高山 典久	(一社) ITフリーランス支援機構代表理事
田久 悟	全国建設労働組合総連合労働対策部長
出口 和則	(一社) 全国建設業協会労働委員会委員
土橋 律	東京大学大学院工学系研究科教授
中村 昌允	東京工業大学環境・社会理工学院特任教授
本多 敦郎	(一社) 日本建設業連合会安全委員会安全対策部会長
三柴 文典	近畿大学法学部教授
森 晃爾	産業医科大学産業生態科学研究所教授
山脇 義光	日本労働組合総連合会総合政策推進局労働法制局局长(第7回検討会～)

3-1 個人事業者等の業務上の災害の把握等

(1) 業務上災害の報告の仕組み

ア 報告対象

●労働者死傷病報告の報告対象を踏まえ、休業4日以上の死傷災害

イ 報告主体

●被災時に個人事業者等が行っていた業務の内容を把握している者(①)、災害発生場所の状況を把握している者(②)が報告主体となることが適当。

●①及び②のいずれもが存在しない場合には、報告義務の対象とならないが、個人事業者等が監督署に情報提供できる。

●個人事業者等が中小企業経営者や役員である場合には、所属企業が監督署に報告する。

ウ 報告時期

●報告対象が休業4日以上の死傷災害であることを踏まえ、労働者死傷病報告の場合と同様、災害の発生を把握した後、「遅滞なく」報告を求める。

エ 罰則の適用

●報告主体となる個人事業者等は自身が被災していることや、雇用関係や請負関係にない者の災害について報告するという特殊性を踏まえれば、罰則を適用することは適当でないと考えられる。

オ 報告事項

●発生場所、災害発生日時、被災者に関する情報(氏名、年齢、性別、業種等)、報告者に関する情報、被災程度、災害の概要・原因など

(3) 業務上災害の分析等

●個人事業者等が、自らが属する業種・業態における災害の傾向を把握することが可能となるよう、国は、労働者死傷病報告と同様、個人事業者等による災害データを分析・公表する。

●業種・職種別団体は、災害の把握及び災害発生状況を分析し、その結果及びその結果を踏まえて必要となる災害防止対策について加入者に対して周知するよう努める。

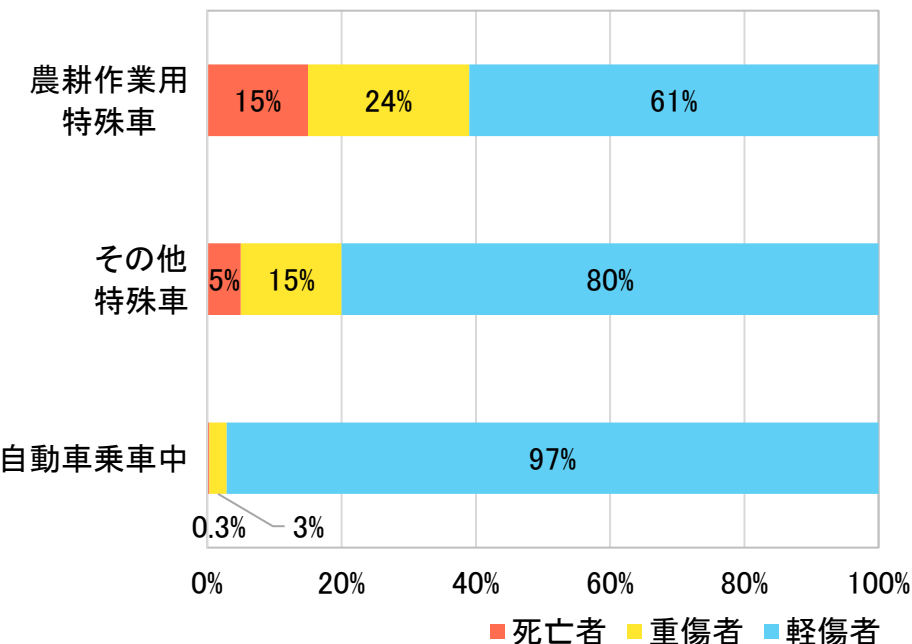
9(1) 車両へのシートベルトの備え付け及び着用の義務化について

- 道路上の乗用型トラクター含む農耕作業用特殊車の事故情報の収集・分析を行い、累次の農作業安全検討会に報告(参考資料4参照)。
- それらの結果を踏まえ、乗用型トラクターにおいて、車両へのシートベルトの備え付け及び着用を義務化することが有効であると考えられるため、今後、農水省より農耕作業用特殊車メーカー及び関係業界団体並びに警察庁及び国交省とそれぞれ相談することとしたい。
- その際、義務化するべき適切なシートベルト(技術的な要件等)及び詳細な対象車種について、農水省として、農研機構が実施している安全性検査の内容等を踏まえ検討した上で関係者との調整を行い、今後本農作業安全検討会に報告することとしたい。

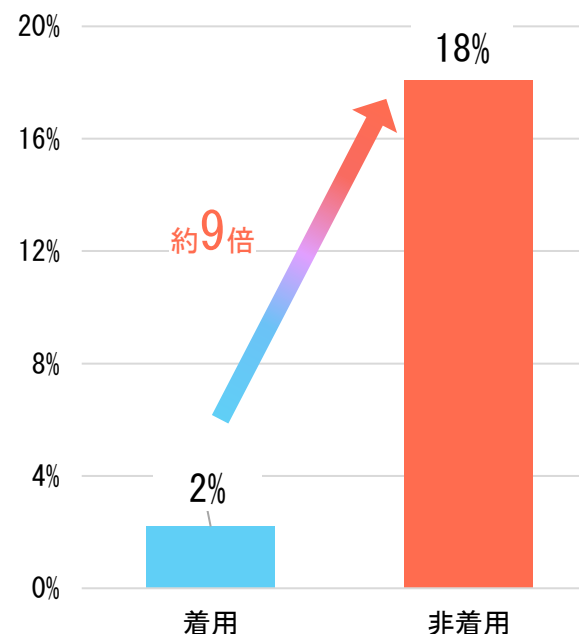
【過去の農作業安全検討会で示してきたデータ(抜粋)】

道路上での交通事故による死傷者数

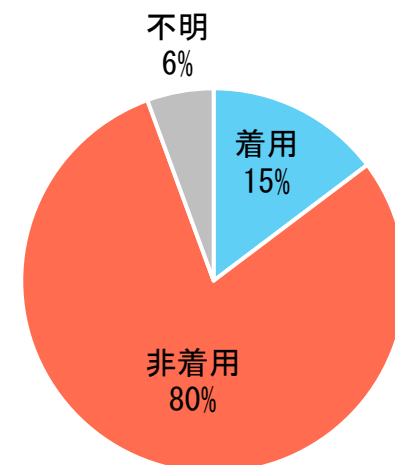
[死傷者割合]



農耕作業用特殊車における事故時のシートベルト着用状況別致死率



農耕作業用特殊車における事故時のシートベルト着用率



9 (2) 道路運送車両法令関係（保安基準等）

- 道路運送車両の保安基準においては、「専ら乗用の用に供する自動車」及び「貨物の運送の用に供する自動車」に対し、シートベルトを備えることが義務付けられており、道路交通法においては、それらシートベルトを備えることが義務付けられた乗車装置に乗車する際にシートベルトを着用する義務が課せられている。
- 農業機械については、「専ら乗用の用に供する自動車」及び「貨物の運送の用に供する自動車」に該当しない「特殊自動車」であることから、道路運送車両の保安基準における義務付けの対象外となっている。
- シートベルト非着用による致死率の高さ等を踏まえ、道路走行の機会が多く、シートベルトがほぼ100%装備されている乗用型トラックを対象として当該義務付けの対象とすることについて、今後、農水省より農耕作業用特殊車メーカー及び関係業界団体並びに警察庁及び国交省とそれぞれ相談することとしたい。

道路運送車両の保安基準（座席ベルト関係の一部を抜粋）

第22条の3 次の表の上欄に掲げる自動車（二輪自動車、側車付二輪自動車及び最高速度20 キロメートル毎時未満の自動車を除く。）には、当該自動車が衝突等による衝撃を受けた場合において、同表の中欄に掲げるその自動車の座席（第22 条第3 項第1 号から第3 号まで及び第6 号に掲げる座席（第2号に掲げる座席にあつては、座席の後面部分のみが折り畳むことができるものを除く。）並びに幼児専用車の幼児用座席を除く。）の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、又は上半身を過度に前傾することを防止するため、それぞれ同表の下欄に掲げる座席ベルト及び当該座席ベルトの取付装置を備えなければならない。

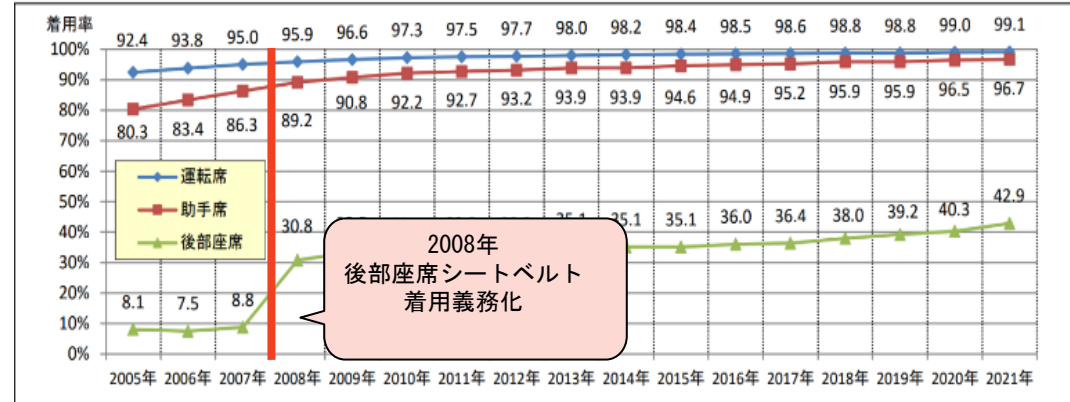
自動車の種別	座席の種別	座席ベルトの種別
一 専ら乗用の用に供する自動車であって、次に掲げるもの イ 乗車定員10人未満の自動車 ロ 乗車定員10人以上の自動車であって、車両総重量が3.5トン以下のもの（第3号に掲げるものを除く。）	運転席その他の座席であって、前向きのも（以下この表において「前向き座席」という。）	当該座席の乗車人員が、座席の前方に移動することを防止し、かつ、上半身を過度に前傾することを防止するための座席ベルト（以下「第2種座席ベルト」という。）
	前欄に掲げる座席以外の座席	当該座席の乗車人員が座席の前方に移動することを防止するための座席ベルト（第2種座席ベルトを除く。以下「第1種座席ベルト」という。）又は第2種座席ベルト

以下の表（貨物について規定）は略

道路交通法（座席ベルト関係の一部を抜粋）

第71条の3 自動車（大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。以下この条において同じ。）の運転者は、道路運送車両法第三章及びこれに基づく命令の規定により当該自動車に備えなければならないこととされている座席ベルト（以下「座席ベルト」という。）を装着しないで自動車を運転してはならない。ただし、疾病のため座席ベルトを装着することが療養上適当でない者が自動車を運転するとき、緊急自動車の運転者が当該緊急自動車を運転するとき、その他政令で定めるやむを得ない理由があるときは、この限りでない。

一般道路における着用率の推移



9(3) 道路運送車両法令関係（シートベルトの普及状況）

- 乗用型トラクターにおいては、平成9年から安全フレーム、シートベルトがセットで標準装備されている。
- 平成22年～令和2年に国内向けに出荷された乗用型トラクターにおけるシートベルトの装備状況について、メーカー調査を実施したところ、調査先においては全ての型式において2点式のシートベルトが装備されている。

	大型特殊				小型特殊				合計			
	シートベルトの種類			小計	シートベルトの種類			小計	シートベルトの種類			小計
	2点式	3点式	なし		2点式	3点式	なし		2点式	3点式	なし	
平成22年	45	0	0	45	46,052	0	0	46,052	46,097	0	0	46,097
平成23年	41	0	0	41	46,336	0	0	46,336	46,377	0	0	46,377
平成24年	69	0	0	69	48,157	0	0	48,157	48,226	0	0	48,226
平成25年	113	0	0	113	55,515	0	0	55,515	55,628	0	0	55,628
平成26年	95	0	0	95	47,329	0	0	47,329	47,424	0	0	47,424
平成27年	90	0	0	90	49,151	0	0	49,151	49,241	0	0	49,241
平成28年	89	0	0	89	42,032	0	0	42,032	42,121	0	0	42,121
平成29年	98	0	0	98	40,309	0	0	40,309	40,407	0	0	40,407
平成30年	112	0	0	112	40,397	0	0	40,397	40,509	0	0	40,509
令和元年	145	0	0	145	42,138	0	0	42,138	42,283	0	0	42,283
令和2年	99	0	0	99	33,916	0	0	33,916	34,015	0	0	34,015

※国内製造メーカー4社、輸入機販売店3社による国内向け出荷台数の合計

I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - (1) 農業機械の安全性能の強化
 - (2) 安全性検査制度の見直し
 - (3) 法令で定められた対応の徹底
 - (4) 法令における農業機械の位置づけの確認
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化**
 - (1) 農地、農道の安全対策**
 - (2) 農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化

10 農業生産基盤整備を行う際の安全配慮の徹底について

- 農業生産基盤における安全性の確保として、土地改良事業計画設計基準 設計※「農道」（以下「設計基準『農道』」という。）の改定に当たり、農作業の安全性向上の視点を踏まえた改定を検討（食料・農業・農村政策審議会農業農村振興整備部会 技術小委員会での検討を経て、令和5年度末の改定を予定）。
- 「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」について、より一層の農作業安全対策の視点を盛り込んだ改定を実施（令和2年策定、令和5年3月改定）。

※ 国営土地改良事業の実施に当たり、設計を行う際に遵守しなければならない基本的な事項等を定めたもの

設計基準「農道」の改定案 （農作業安全に関する主な部分）

- (1) 大型化した農業機械の通行が想定できる場合や交通安全上好ましくない場合は、路肩幅員を標準値※から縮小しないことを基本とする旨を追記

※ 周辺地域の特性等の理由により必ずしも標準値とすることが地域住民等の意向に合致しない区間において縮小できる特例値を設けている。

表-8.5.2 路肩の幅員 (単位：m)

車道幅員	歩道等を設けない場合						歩道等を設ける場合					
	一般部		橋梁部		トンネル部		一般部		橋梁部		トンネル部	
	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例	標準	特例
6.5m	1.0	0.5	0.75	0.5	0.5	—	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25
6.0m	0.75	0.5	0.75	0.5	0.5	—	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25
5.5m	0.75	0.5	0.75	0.5	0.5	—	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25
5.0m以下	0.5	0.25	0.5	0.25	0.5	0.25	0.5	0	0.5	0.25	0.5	0.25

注1) 特例とは、地形の状況、周辺地域の特性、経済性等の理由により必ずしも標準値とすることが地域住民等の意向に合致しない区間において適用する場合で、この欄に掲げる値まで縮小することができる。

2) 歩道等とは、歩道、自転車道及び自転車歩行者道のことをいう。

3) 橋梁部とは、延長50m以上の橋梁又は高架の道路をいう。

4) 1)の条件下においても、大型農業機械の通行が想定される場合や交通安全上好ましくない場合は、特例値の0.25mを使用しないことを基本とする。

5) 歩道等を設ける場合の一般部の特例値0mについては、区画線の設置を考慮し0.25mを確保することが望ましい。

- (2) 登坂部を設けてほ場との段差をなくし、ほ場進入時の転倒・転落防止、作業効率向上に寄与する農道ターン方式について追記



農道ターン方式の機能を有する農道

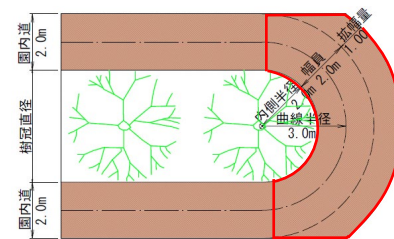
「自動走行農機等に対応した農地整備の手引き」の改定内容（農作業安全に関する主な部分）

- (1) スマート農業、農機の大型化等に対応した農地整備を行う際に参考とする留意点をまとめた「自動走行農機等注)」に対応した農地整備の手引き」を令和5年3月に改定

注) 自動走行農機等は、自動走行農機、大型化した農業機械、ドローンなど営農作業において使用者が操作する農業機械等を表す。

- (2) 傾斜部における農業機械作業の安全性等を考慮した農道を配置

例) 園内道においてスピードプレイヤーの旋回時に発生する軌跡のふくみを考慮した幅員を設けることで農業機械の転落・転倒を防止



安全な旋回のための曲線半径の拡幅



安全に旋回できるよう整備された旋回部

I はじめに

II 農作業環境の安全対策の強化

- 1 農業機械の安全対策の強化
 - (1) 農業機械の安全性能の強化
 - (2) 安全性検査制度の見直し
 - (3) 法令で定められた対応の徹底
 - (4) 法令における農業機械の位置づけの確認
- 2 農地、農道、農業施設等の安全対策の強化
 - (1) 農地、農道の安全対策
 - (2) 農業施設等における安全対策

III 農業者の安全意識の向上

- 1 研修体制の強化
- 2 農作業安全に向けた現場の取組の活性化

11(1) 農業者向け研修（基礎研修・実践研修）

- 農林水産省では、毎年実施している「農作業安全確認運動」において、農作業安全に関する指導者が講師となって行う「基礎研修」及び「実践研修」の企画・開催を推進。
- このうち「基礎研修」については、農林水産省において各年度のテーマに沿った研修コンテンツを作成し、できるだけ多くの参加者に受講していただくため、地域で開催される栽培講習会や農協の作物別の生産部会等の既存の会合と併せて実施することを奨励。

～基礎研修とは～

農林水産省が毎年のテーマに沿って更新して提示する「研修コンテンツ」を用いて、全ての農業者を対象に実施する研修。
研修内容は、農作業に当たって必ず知っておく必要がある情報など基礎的なもの。

～実践研修とは～

基礎研修の受講者相当の知識等を有する者を対象とし、農業機械の適切な点検・整備方法や使用方法の実技演習、農作業安全に関する専門家と農業者の対話型による研修など、地域における営農体系や事故実態に応じた、より実践的なもの。

「基礎研修（令和5年度版）」

所要時間：30分程度を想定

1. 農作業事故が与える影響
農業者に農作業安全を自分事として捉えてもらえるように、事例を用いて、農作業事故が経営、地域農業に与える影響を説明
2. 農作業事故の現状
直近の農作業死亡事故の概要を説明
3. 農林水産省が提示する研修コンテンツに即した事故傾向
(例) 農業機械の転落・転倒事故の事例から、事故の発生要因を説明
4. 農林水産省が提示する研修コンテンツに即した対策
(例) 事故防止対策
 - ・危険箇所の特定
 - ・危険箇所の明示、回避行動の実践
 - ・危険箇所の改善被害軽減対策
 - ・安全フレームの適切な使用、シートベルト着用、ヘルメット着用等

「実践研修」のイメージ

① 農業機械の適切な点検・整備に関する研修



機械の整備不良に起因する事故や整備中の事故を防止する観点から、農業機に精通する農業機械士等が適切な点検・整備方法を指導する研修

② 農業機械の適切な使用方法に関する研修



依然として事故の多い、乗用型トラクター、農業防除機などの農業機械について、適切な使用方法を実技形式で指導する研修

③ 対話型研修



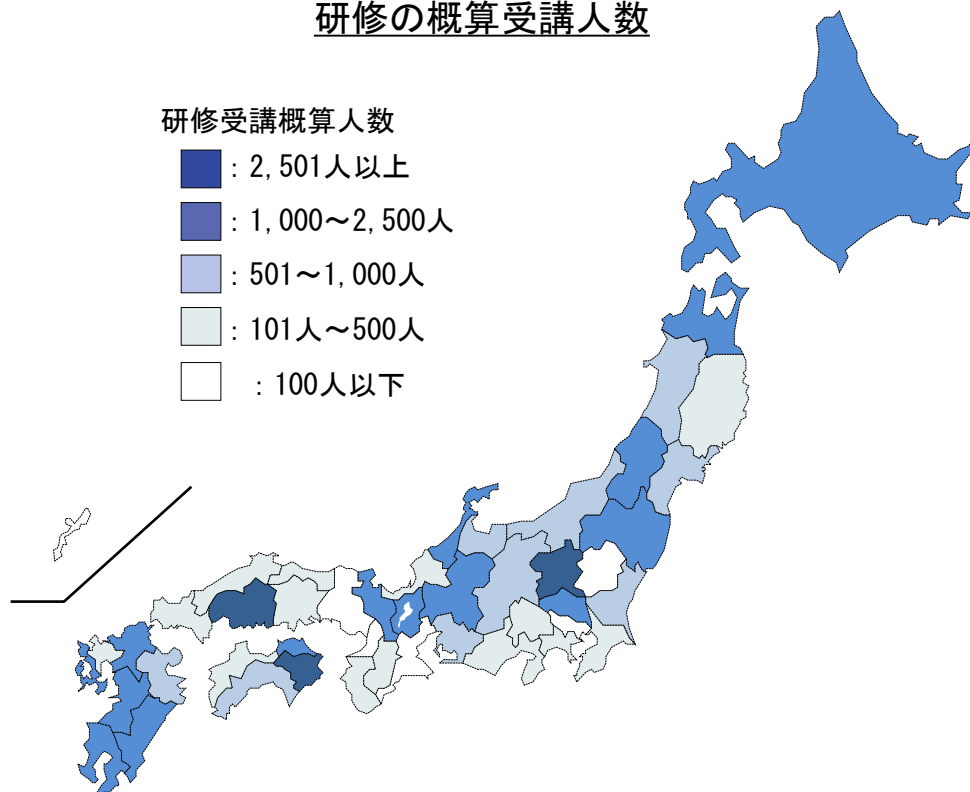
農業者のヒヤリハットの体験に基づき、農業者による対話型研修を実施し、作業の問題点洗い出すとともに、専門家による改善策の助言等を行う研修

11(2) 農業者向け研修（実施状況）

- 令和5年の受講者数は、基礎研修と実践研修を合わせて約46,000人であり、基幹的農業従事者数約120万人（令和5年概数値）と比較しても十分とはいえない。
- これらの研修の講師には、全国に育成した「農作業安全に関する指導者」を講師とすることを基本としているが、令和5年において講師を務めた割合は4割強と過半に満たない。このため、今後は都道府県協議会等が指導者リストを作成するなどにより、指導者を斡旋することができる体制を構築することが必要。また、現在約4,400名の指導者数も十分とはいえないことから、農作業安全に関する指導者向け研修の受講を推進していく。

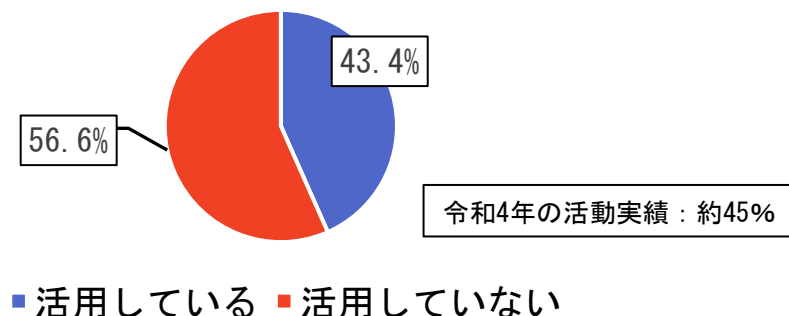
研修の概算受講人数

研修受講概算人数



研修の概算合計受講人数 約46,000人

研修の講師に農作業安全指導者を活用した割合※



※開催を予定している研修（農作業安全指導者以外、講師が未定のものを含む）のうち農作業安全に関する指導者を活用する割合を表す。

農作業安全に関する指導者の人数

都道府県、市町村	1,811
農業者団体	1,346
農業機械メーカー、販売店	594
農業機械士	142
労働安全衛生コンサルタント	122
指導農業士・農業経営士等	78
その他（GAP指導員等）	289
合計（人）	4,382

注）令和5年8月現在

(参考) 「基礎研修」における令和5年度研修コンテンツ（1～2ページ目）

令和5年度 農作業安全に関する基礎的な研修（基本資料）

農林水産省

I 農作業事故は、あなたの人生設計を大きく変えます

○ 被災者の想いを知ってください

サトウキビ畑で調苗作業中に調苗機に誤って右腕が引き込まれ、
右腕の肘付近から先を失った



実際の負傷の様子

【被災者本人のコメント】

「指先がカッターに当たったと思ったら、次の瞬間にはほ場に右腕が転がり、切断面から大量の出血をしていた。出血を見ながら、このまま死ぬかもしれないと感じた」

サトウキビ畑 1ha
作業員（本人 + 1名）
の家族労働

【短期的影響】

- ・ 3週間程度の入院（看病のために家族に大きな出費）
- ・ 当年の売り上げ金額は、約4割減少

【中・長期的影響】

- ・ 利き手を失い、生活に支障
- ・ 追加雇用が必要となり、所得が減少
- ・ 新規作物の導入を断念

※ 令和4年度補助事業により整理

○ 農作業事故によって様々な問題が発生します



心身への影響

- ・ ケガ、治療、後遺症による肉体的なダメージ
- ・ 自らの過失に対する心理的・精神的ダメージ



経営・生活への影響

- ・ 治療費、新たな農業機械の購入費、代替労働者の雇用費等の支出増、収量減による収入減、それによる債務増加など金銭的なダメージ



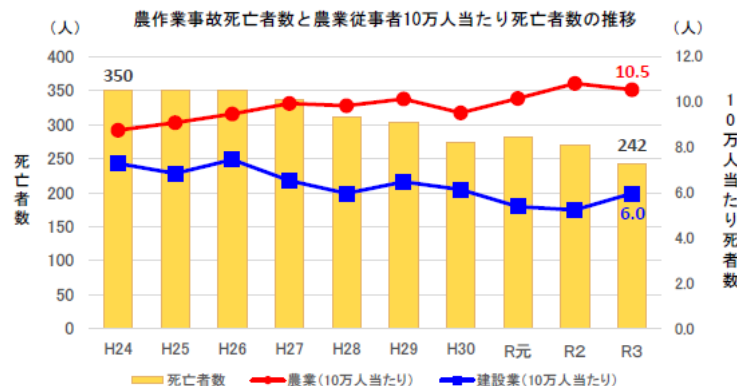
家族・地域社会への影響

- ・ 家族による急な事業継承に踏み切った場合は、家族の人生設計が大きく変わるダメージ
- ・ 後継者がなく、農地の借り手が見つからない場合は、農地荒廃による地域社会へダメージ

II 農作業事故は「自分ごと」、身近に迫っています！！

○ 農業は意外に危険な産業です

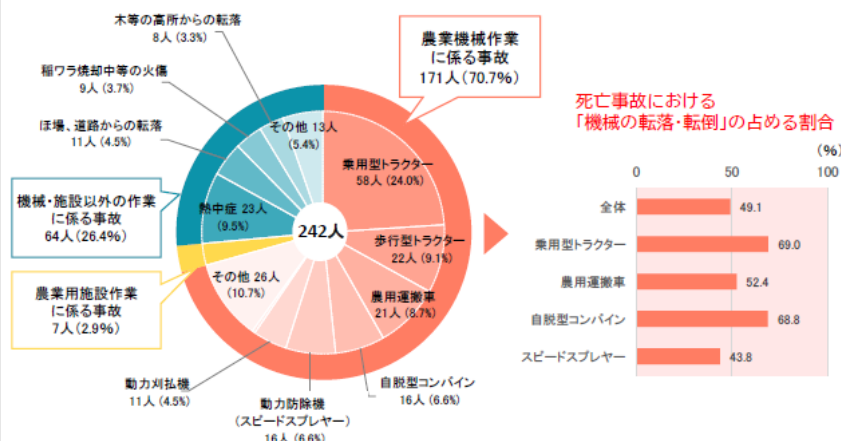
農業従事者10万人当たりの死者数は、建設業の約2倍近くとなっており、令和3年は全国で約250名近くの方が亡くなっています。



(出典) 統計データ等を用いて農林水産省が整理

○ 農業機械の転落・転倒で多くの方が亡くなっています

要因別の死亡事故発生状況（令和3年）



(出典) 統計データ等を用いて農林水産省が整理

(参考) 「基礎研修」における令和5年度研修コンテンツ（3～4ページ目）

Ⅲ 実際に発生した事故の事例

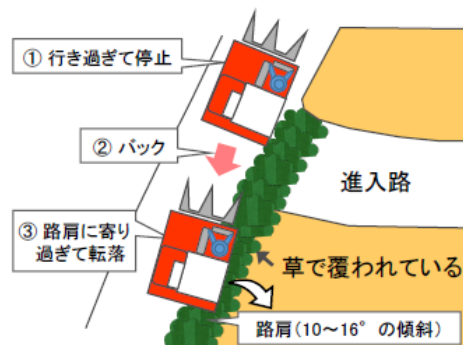
農業機械の転落・転倒事故

【事事故例】コンバインの転落

ほ場に入ろうとしたが、進入路の入り口が草で覆われていたため、わかりづらく、行きすぎてしまい、バックしたところ、草で覆われた路肩を踏み外して約1.5m下の低地に転落し、コンバインの下敷きになった
(60歳代男性、圧死)



転落した実際のコンバイン



【近年に発生した転落・転倒事故の例】

農業機械の種類	被害者	被害状況	発生場所	事故概要
乗用型トラクター	60歳代男性	死亡	畑	ほ場から、ほ場進入路(緩やかな上り)へ退出しようとした際、路面の状態が悪く、バランスを崩して横転。路面は未舗装で、陥没対応として土嚢が処置されていたものの一部凹凸もみられ、不安定な状態にあった。
乗用型トラクター	60歳代男性	重症	畑	牧草の刈り取りのため、農道からほ場に進入した際、約1mの段差により横転した。初めて入るほ場であり、普段は歩いてほ場の状況を確認するが、事故時はこの確認を行っていなかった。
乗用型トラクター	50歳代男性	重症	畑	進入路からではなく、畦畔からほ場を出ようとしたため、トラクターがウィリーし、後ろにつけていた培土機が外れた後、トラクターがひっくり返り、その下敷きになった。
自脱型コンバイン	80歳代男性	死亡	水田	コンバインで稲刈り作業を行うため、道路から水田にコンバインを進入させようとしたところ、コンバインが35cm下の水田に左側から横転した。道路幅は2mと狭く、左側水田にコンバインの向きを変える際、左側に寄り過ぎてキャタピラが道路から外れ、横転したと推測される。
スピードスプレーヤー	40歳代男性	重症	果樹園	走行経路から外れ、ほ場外へ転落した。飛び降りた際に鎖骨を骨折。散布経路が草で覆われていたことや確認不足により、走行路が分からなかった。

(出典)2019年から2022年までに農林水産省に報告された都道府県、農機メーカーからの事故情報から抜粋

Ⅳ 転落・転倒事故から身を守るために

【事故防止】危険箇所の確認と対応

- ① 現場で転落・転倒の可能性のある危険箇所を確認 ② 具体的な対応策を決定
ア) 危険箇所を封鎖・修繕・補強

できない場合



イ) 危険箇所を機械で走行しない等ルールを決める

できない場合

ウ) 草刈りや目印の設置(危険箇所を“わかりやすく”)



【被害軽減】シートベルトの装着とヘルメットの着用



シートベルトの装着
(フレーム・キャビン付きトラクターの使用)

シートベルトの装着により、事故時の死亡率が1/8に

ヘルメットの着用

ヘルメットの着用は、頭部を保護するとともに、安全意識を高める効果もあります

親せきやご近所の農業者に、「あなた」から声をかけてあげましょう

(例1) 田んぼに行くときは、

南側の道は狭くて危ないから、北側の広い道を通ってね

危険箇所を明確に

対策を具体的に

(例2) 今日もシートベルトとヘルメットを忘れないでね

習慣にしやすい被害軽減対策を

講義を振り返り、農作業安全に関するそれぞれの取組目標(約束ごと)を定めてみましょう。また、それを実践していただきますようお願いいたします。



12 地域段階の推進体制の強化

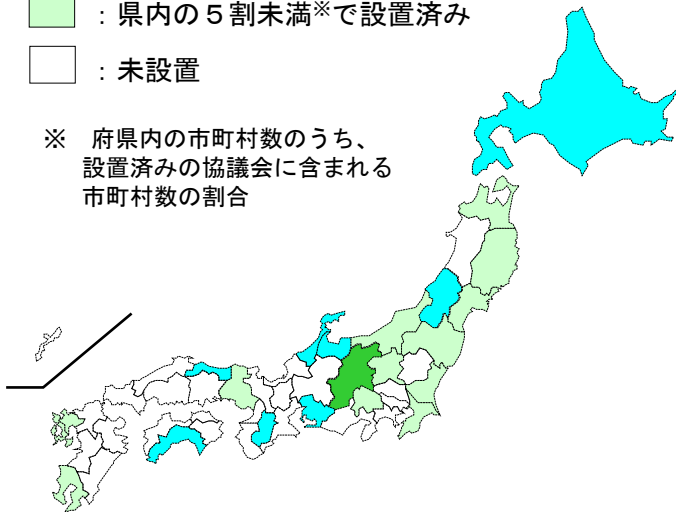
- 農業者を対象とした農作業安全に関する研修の開催など、県段階や地域段階において農作業安全対策を効果的に講じるためには、行政、生産者団体、農業資材販売店など関係機関が事故情報や普及啓発方策を共有し、一体的に取り組んでいくことが重要。
- 地域段階の協議会は、「全域で設置済み」の都道府県が、令和3年3月に行った前回調査では3道県であったのが、令和4年10月に行った今回調査では8道県に増加（**富山県、石川県、愛知県、奈良県、高知県で新たに県下全域で設置**）。
- 一方、死亡事故が多く発生している県でも設置が遅れている地域があることから、引き続き、**都道府県や都道府県協議会と連携して地域段階の協議会設置を促していく必要**。

地域段階の設置状況（令和5年2月時点）

全体の約3割の市町村で設置（467/1,724市町村）

- : 道県内全域で設置済み
- : 県内の5割以上※で設置済み
- : 県内の5割未満※で設置済み
- : 未設置

※ 府県内の市町村数のうち、設置済みの協議会に含まれる市町村数の割合



【設置を検討している府県】

青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、茨城県、群馬県、埼玉県、山梨県、長野県、静岡県、新潟県、福井県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、愛媛県、福岡県、長崎県、熊本県、鹿児島県

【参考】

【地域段階の協議会の設置例】

- (1) 設置の範囲
 - ・ 市町村単位
 - ・ 県の出先機関単位、旧郡などの地域的なまとまり
 - (2) 設置母体
 - ・ 他の目的で設置された既存の協議会を活用
- 例) 担い手育成総合支援協議会、農業連絡会議、農業機械士会、農業再生（活性化）協議会等
- ・ 農作業安全単独の協議会を設置

道府県別農作業事故死亡者数

(単位:人)

道府県名	29年	30年	令和元年	2年	3年
北海道	17	22	25	17	9
青森	10	6	11	14	8
岩手	14	12	12	4	9
宮城	7	-	-	11	-
秋田	-	5	9	4	8
山形	8	-	4	6	4
福島	9	7	9	9	8
茨城	8	13	11	6	6
栃木	4	4	8	7	-
群馬	11	10	5	4	8
埼玉	-	5	-	-	4
千葉	5	10	14	4	5
東京	-	-	5	4	7
神奈川	10	12	-	7	-
新潟	-	-	-	-	-
富山	4	-	5	-	4
石川	-	-	-	-	5
福井	10	9	11	4	15
山梨	15	18	13	20	-
長野	4	12	4	6	-
岐阜	9	-	6	-	-
静岡	5	7	9	6	9
愛知	-	-	6	-	-
滋賀	4	-	-	-	6
京都	5	-	4	-	-
大阪	-	-	-	-	-
兵庫	11	5	5	8	8
奈良	-	-	-	-	4
和歌山	-	-	-	-	5
鳥取	-	-	5	-	6
島根	-	5	-	-	-
岡山	17	7	8	6	7
広島	5	6	5	5	4
山口	6	-	6	7	-
徳島	4	-	5	4	7
香川	-	4	4	5	5
愛媛	5	5	10	5	-
高知	-	-	5	4	-
福岡	16	4	4	4	6
佐賀	7	7	4	6	7
長崎	12	8	-	11	8
熊本	9	8	4	10	9
大宮	8	8	8	14	6
分岐	-	-	-	-	7
鹿児島	16	13	5	10	9
沖縄	4	-	-	4	8
全国計	304	274	281	270	242